

ご存じですか？

既存住宅※の購入で

15万ポイント～45万ポイント

が受け取れます！

ポイント発行の申請期限
(遅くとも)令和3年10月31日

※本制度の対象となる既存住宅は、不動産登記上、令和元年12月14日以前に新築された住宅です。

Q どんな人や家が対象なの？

A ・自ら住むために既存住宅を購入した方

- ・令和2年12月15日～令和3年10月31日に不動産売買契約を締結し、令和3年10月31日までに引渡された住宅
- ・売買契約額が100万円(税込)以上の住宅
- ・以下の①～④のいずれかに該当する住宅

- ①空き家バンクに登録されている住宅
- ②東京圏の対象地域からの移住のための住宅
- ③災害リスクが高い区域からの移住のための住宅
- ④住宅の除却に伴い購入した住宅

グリーン住宅ポイントとは？

グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。

詳しい制度内容や申請方法等は、事務局ホームページをご確認ください。

URL <https://greenpt.mlit.go.jp>

グリーン住宅ポイント

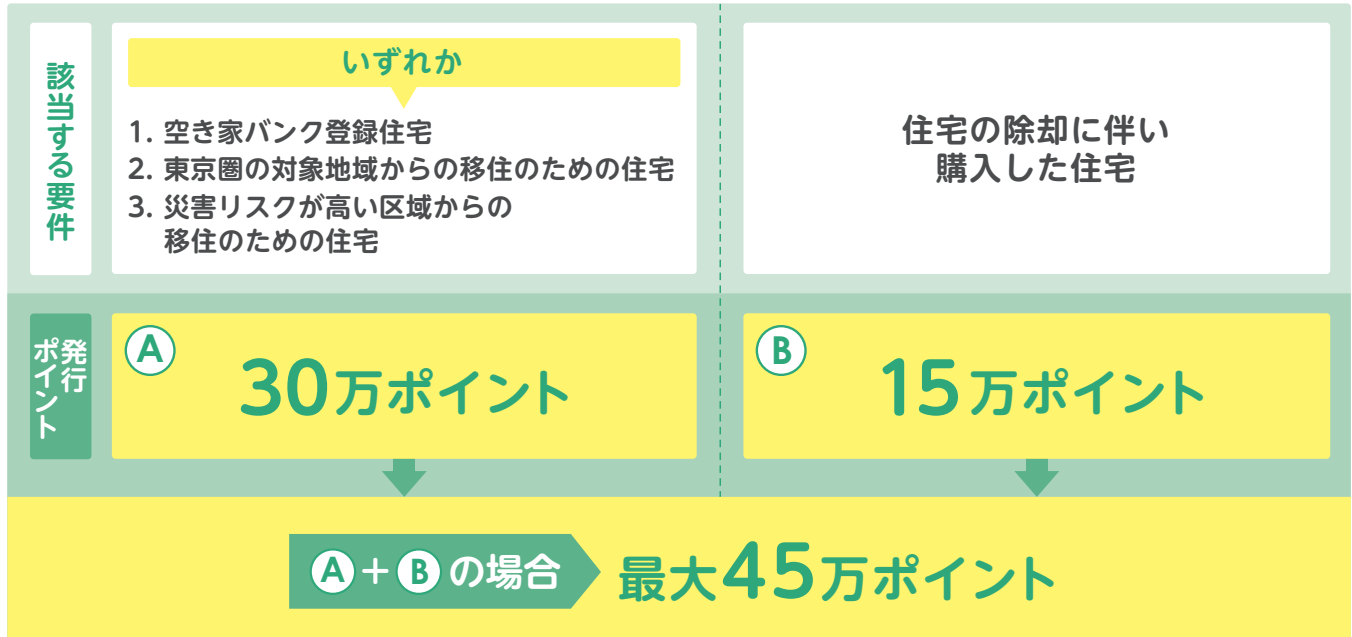
検索

スマートフォン
の方は
こちらから



Q どのくらいのポイントがもらえるの？

A 該当する要件に応じてポイントが発行されます！



※詳細は事務局ホームページにてご確認ください。

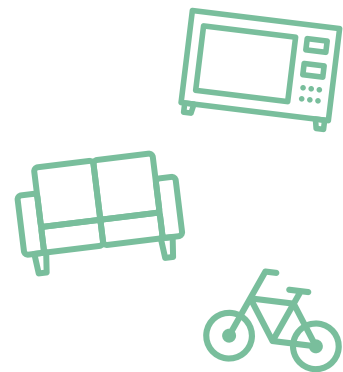
Q ポイントは何に使えるの？

A ① 商品に交換できます！〈商品交換の受付開始は、令和3年6月1日(予定)です。〉

「新たな日常」に対応した商品、省エネ・環境配慮に優れた商品等、様々な魅力的な商品との交換が可能です！

② 追加工事交換に利用できます！

「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事の代金に充当できます！



Q 対象期間はいつまでなの？

A	対象期間	不動産売買契約	令和2年12月15日～令和3年10月31日
	手続期間	ポイント発行申請	令和3年5月6日～令和3年10月31日
		商品交換申込	令和3年6月1日～令和4年1月15日

ポイント発行申請は入居後のみ可能です！
対象住宅の引渡し・入居後、書類をそろえてポイント発行申請
(追加工事交換にポイントを利用する場合は、追加工事を含め
すべての工事を完了し、ポイント発行申請してください)